

## 令和8年度介護の魅力発見バスツアー実施業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

令和8年度介護の魅力発見バスツアー実施業務

### 2. 目的

少子高齢化が進む中、小学5年生から高校生を対象に、実際の介護の現場を訪問し、介護の現場で活躍する職員の魅力に触れることができる介護施設の見学・体験バスツアーを開催することにより、介護現場の仕事に対する興味・関心を育み、将来の介護人材の確保につなげることを目的とする。

### 3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

### 4. 業務内容

受託者（以下「乙」とする。）は、下記の（1）～（3）を実施すること。

ツアー日程、対象者及び訪問先については、別紙「ツアー概要」を参照すること。

#### （1）バスツアーの実施

次のア～キで構成することとする。

##### ア バスツアーしおりの作成

しおりには、ツアー行程、訪問先の基本情報、見学・体験プログラムの内容のほか、ターゲットに応じた介護の仕事への興味・関心を育むような情報及び佐賀県長寿社会課（以下「甲」とする。）が運営する介護関連の情報サイト「さがケア」の紹介等の情報を含めること。

##### イ 発着地

見学コースを設定した地区内にある駅など、学生の移動のしやすさ、保護者の送迎や駐車場のしやすさ等、参加者がアクセスしやすい場所を設定すること。

また、（移動ルートの途中や地区外など）からの乗降希望があった場合にも、可能な限り柔軟に対応すること。

##### ウ ツアーガイドの配置

移動中の車内では、参加者にむけて、訪問施設の紹介、進学先としての佐賀県内の福祉系高校や介護福祉士養成施設（短大・大学）の紹介、その他に参加者が楽しく介護の仕事について学べるような動画の視聴やレクリエーション等を行うこと。なお、ツアーガイドについては、必ずしも添乗員資格を必要としない。

また、設定した発着地以外の場所での乗降者がいる場合は、配慮した対応を行うこと。

エ バスツアー運営中の記録

移動中及び訪問先での記録写真を撮影すること。

オ 事故発生時への備え

損害賠償に備えて損害賠償責任保険加入等の措置を取ること。

カ 貸切バス

公益財団法人日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において二ツ星又は三ツ星に認定されている県内の事業者を利用すること。

キ 参加特典等

参加者が積極的に参加したくなるような仕掛け（達成感を得られる参加特典の配付など）を盛り込むこと。

(2) イベントの広報・参加者募集

- ・ ターゲットとする対象者を踏まえ、インターネット広告やチラシ・ポスター等の広報媒体を活用し、参加意欲や興味関心を喚起する効果的な広報を行うこと。
- ・ 参加者が可能な限り簡単に申込みができるよう、特設の応募サイト等から申し込みを受け付けること。

(3) 参加者アンケートの実施

参加者アンケートを実施（アンケートの項目等は甲と協議の上、決定すること。）し、結果を取りまとめること。また、今後の企画・運営に資する助言等を記載すること。

5. 成果物の納品

委託業務の完了後、速やかに紙文書及び電子データにより下記の成果物を納品すること。

- (1) 業務完了報告書（事業実施記録、参加者アンケート結果、事業実施風景写真）
- (2) 実施したアンケート 集計データ（エクセルデータ）
- (3) 本業務において作成した資料、広告物等
- (4) その他甲が、成果物として提出を求めるもの

6. 契約上限額

金 4,599,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

この費用には、企画提案書に基づく委託業務に関するすべての費用を含む。

## 7. その他特記事項

- (1) 業務実施にあたっては、委託業務を統括し、甲からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。適宜、甲と乙で進捗状況等について打ち合わせを行い、乙は打ち合わせの議事録を甲に提出すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 安全及び旅行目的の確保のための留意事項として、下記の措置をとること。
  - ア 旅行の企画・募集の段階から責任をもって遂行できる責任者を置くこと。
  - イ 当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。
  - ウ 当該責任者が旅程の安全面において問題なく、かつ旅行目的を達成していると判断する能力を有すること。
  - エ 責任者は、旅行中に連絡が取れるようにしておくこと。
- (4) 旅行業法は、本バスツアーの実施において適用されない。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ甲に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (6) 乙は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、乙は、受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。
- (7) 本事業の実施において申請・届出等が必要な場合、乙によりこれを行うこと。
- (8) 乙による会場の汚損及び損負傷又はイベント実施に当たって生じた参加者を含む第三者への損害は、乙が交渉、弁償又は賠償等を行うこと。
- (9) 乙が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、甲に帰属するものとし、甲は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は甲に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (10) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (11) 本業務の実施にあたっては甲と十分に協議し、連携をとること。
- (12) 仕様書について、疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(別紙) ツアー概要

ツアー日程、対象者及び訪問先

開催日	日時 令和8年7月～令和8年9月頃 半日×3回以上(計3日以上) ※実施参加者が参加しやすさと介護施設の負担を考慮し、可能な限り学校の夏休み期間中に開催すること。
対象者	県内の小学5年生～高校生 ※保護者同伴可
目標参加者数	保護者を含めて各回30名(計90名) ※応募者が目標参加者数を下回った場合は、追加募集及び再周知を行うこと。
見学先	県内を3地区(中部・東部・西部など)に分け、各地区での見学先は、原則として当該地区内の介護施設2施設とする。 ※見学内容が重複しないように、異なるサービス種別の施設を選定すること。
訪問先での実施内容	訪問先での見学・体験プログラムは、受託業者が主体となって企画し、訪問先の介護施設の意向を踏まえて、甲と協議の上、決定すること。 (例：法人・施設の概要、サービス内容、職場環境の紹介、若手スタッフとの交流の声、介護の仕事体験、入所者とのふれあい体験など)
参加料	参加料(バス乗車料含む。)は無料とする。